

福知山市監査委員告示第2号

令和3年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年5月27日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

市長公室 大学政策課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>交付金の変更交付決定通知書において、交付決定額を誤って記載しているものがあつた。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>マニュアル等を活用し、事務の手順を確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底した。</p>

建設交通部 道路河川課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 物品購入において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあつた。</p> <p>(2) 見積書、完了届等において、職員により加筆や修正されたもの、複写された書類で事務処理されたものが見受けられた。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 再発防止のために、実際の事例を題材に課内で研修を実施した。</p> <p>今回の指摘の対象となつた物品購入については、財務規則に基づく適切な事務処理方法に改める。</p> <p>(2) 本課において取扱いの多い修繕・手数料関連の事務処理について、業務フローを作成し課内で共有した。</p> <p>上記フローを用いながら実際の事例を用いて課内で再発防止のための研修を実施した。</p>

建設交通部 建築住宅課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>行政財産使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあった。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>法令遵守を徹底した確認・管理体制（根拠法令確認・ダブルチェックの徹底）を構築し、担当・副担当に限らず、起案者、係員 1 名、担当係長、課長による確認を行った。</p>

建設交通部 都市・交通課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>金銭分任出納員から引き継がれた現金が速やかに払込みされず、出納員が収入金を数日間保管していることが常態化していた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>収入金があった際の事務取扱いを整理し、適正化を行った。</p>

財務部 財政課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託の入札において、公告内容に基づく適切な契約手続がなされていないものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>入札事務における点検事項を再確認するとともに、点検を複数人で実施することとした。</p> <p>契約等に関する各種通知についても課内で共有をした。</p>

財務部 税務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について</p> <p>督促状の発送において、文書取扱規程に基づく適切な決裁がなされていないものがあつた。</p>	<p>1 文書取扱について</p> <p>指摘後速やかに文書取扱規定に基づく適切な決裁を行い、督促状の発付を行った。</p>